

第三次瑞穂町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） -職員による温室効果ガス削減のための取組- 【概要版】

1 計画策定の背景

我が国では、令和2(2020)年10月、「2050年カーボンニュートラル(脱炭素化)」が宣言されました。それを受け、令和12(2030)年度に温室効果ガス46%削減(平成25(2013)年度比)を目指すこと、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。また、令和3(2021)年10月22日には新たな国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定となり、令和12(2030)年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

自治体の事務事業は『業務その他部門』に区分され、その削減目標は、令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で51%削減となっており、非常に大きな削減が必要です。

2 計画期間と基準年度

計画期間	9年間 令和4(2022)年度～令和12(2030)年度
基準年度	平成27(2015)年度

3 温室効果ガス排出量削減目標の比較

基準年度	平成27(2015)年度排出量 <u>3,589t-CO₂</u>
第二次計画削減目標	基準年度(平成27(2015)年度)比で令和12(2030)年度までに <u>35%削減(2,333t-CO₂まで削減)</u>
第三次計画削減目標	基準年度(平成27(2015)年度)比で令和12(2030)年度までに <u>47%削減(1,905t-CO₂まで削減)</u>
年間の削減の目安	令和12(2030)年度までに 毎年度 <u>2.7%削減</u>
参考国の目標	基準年度(平成25(2013)年度)比で令和12(2030)年度までに <u>51%削減</u>

4 削減のための取組方針

- 取組方針1:環境配慮型の設備機器・車両の積極的導入
- 取組方針2:設備機器の保守管理と運用改善の推進
- 取組方針3:日常業務に関する取組の継続
- 取組方針4:排出係数の小さい事業者からの電力調達